

(個人用)

行政視察等報告書（個人用）

令和6年10月15日

知立市議会議員 様

報 告 者	永田 起也（篤心会）
日 時	令和6年10月9日（水）・10日（木）
視察（研修）場所	トーサイクラシックホール岩手
目 的	第19回 全国市議会議長会研究フォーラム

【概 要】

◎第1日：令和6年10月9日（水）13：00～

○ビデオメッセージ 菅義偉 第99代内閣総理大臣

○全国市議会議長会事務局 小谷 真章 地方議員の厚生年金加入を求める意見書の進捗報告

○パネルディスカッション「地方議会の課題と主権者教育」

【コーディネーター】静岡大学人文社会科学部法学科教授 井柳 美紀 氏

【パネリスト】法政大学法学部教授 土山 希美枝氏

一般社団法人 WONDER EDUCATION 代表理事 越智 大貴 氏

読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局 渡辺 嘉久 氏

盛岡市議会議員 遠藤 政幸 氏

主権者教育の現状と課題、そして今後の展開について、複数の識者による議論が展開されました。

必要性和現状で、冒頭に地方自治法改正も踏まえ、投票率の低下、無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りといった地方議会の課題が指摘され、これらを背景に議会への関心を高め、理解を深めるための主権者教育の推進が求められていると問題提起された。出前講座や模擬議会など、議会が主体的に取り組む事例が増加していることが紹介され、教育基本法における「政治的教育」に関する通知が、昭和44年の「教師の個人的見解や主義主張が入り込む恐れがあるので慎重に取り扱うこと」から、平成27年には「現実の具体的な政治的事業も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有するものとして自らの判断で権利を行使できるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要」へと変化した点が強調されました。これにより、主権者教育の新たな展開が必

要な時期を迎えているとの認識が示されました。

土山氏は、「誰がための主権者教育」をテーマに、主権者教育の主体は学校や教育委員会であり、議会はその主体や学生とどう連携するかが重要であると主張しました。そして、「議会」が「主権者教育」をしていると称することをやめるべきではないかと提言しました。「高校生議会」における議員との直接の対話が学生にとって刺激となることは認めつつも、高校生に作文を朗読させ、大人がコメントで締めくくる形式では「教え育てる」ことにはならないと指摘。学校側の「議会」を使った教育プログラムの存在や、議会側が高校生を若き市民（有権者）として受け止め、その声を政策にどう活かすかなど、関係者の真摯な取り組みの重要性を強調した。

越智氏は「若者の政治・社会への意識から考える主権者教育の必要性」をテーマに、13年間にわたる主権者教育の取り組みを紹介。具体的には、「WE CITY（キザニア風こどもによるまちの運営）」「こどもワークショップ（社会の課題について意見交換、行政への提案）」「こども議会（議員との交流会）」などが挙げられた。

渡辺氏は取材経験の中で、高校生から「政治のことを知らないので、間違っただけじゃないから、投票に行けない」という声があったことを紹介。これに対し、正解は一つではないのだから「自分の希望する未来を考えてくれる人を選んではどうか」と話した経験を語りました。渡辺氏は、若者に「政治」は「未来」であり、「政治とつながる、政治を考える」ことは「自分の未来を創造することになると伝えていくことの重要性を説きました。

遠藤氏は、盛岡市議会の取り組みを紹介しました。同議会では、高校生議会を平成29年7月に初めて開催して以降、令和4年までに4回開催しています。また、盛岡地域の大学に議員が出向いて学生と意見交換を行う「もりおか mirai おでかけミーティング」を平成30年と令和4年に開催したとのこと。高校生議会に参加した高校生からは「市政に関心を持った」「議会の役割が理解できた」といった感想が寄せられており、具体的な成果が報告されました。

<パネルディスカッションの所感>

主権者教育の喫緊の課題と可能性について深く考える機会を得ました。地方議会の投票率低下や無投票当選の増加、議員構成の偏りといった現状が改めて浮き彫りになり、議会への関心を高める主権者教育の推進が不可欠であると強く感じました。教育基本法の「政治的教育」に関する通知が、「慎重な取り扱い」から「具体的かつ実践的な指導」へと変化したことは、現代社会における主権者教育の重要性の高まりを明確に示しています。土山氏の「誰がための主権者教育か」という問いかけは、議会が主権者教育の主体となることへの警鐘であり、学校や教育委員会との連携の重要性を再認識させられました。「高校生議会」での交流は貴重な経験となる一方で、「教え育てる」という本来の目的に沿った質の高いプログラム設計が求められると特に感じたディスカッションであった。

今回のフォーラムは、主権者教育の多岐にわたる課題と、それに対する各関係者の真摯な取り組み、そして今後の連携の重要性を深く認識させてくれるもの

でした。議会、学校、そして地域社会が一体となり、若者が自らの未来を創造する力を育む主権者教育を、さらに深化させていく必要があると強く感じています。

◎第2日：令和6年10月10日（木）9：00～

○課題討議「主権者教育の取組報告」

【コーディネーター】東北大学大学院情報科学研究科准教授 河村 和徳 氏

【事例報告者】伊那市議会前議長 白鳥 敏明 氏

四日市市議会議員（第83代議長）諸岡 覚 氏

山鹿市議会議長 服部 香代 氏

河村氏は、主権者教育の理想として以下を挙げました。

1. 基本的にシチズンシップ教育であるべき。
2. 地域社会の課題を自ら認識し、経験を通じて社会を改善する力を養うべき。
3. 社会に多様な意見があることを理解し、ディベートを通じて学ぶべき。

しかし、現実には以下の問題があることを指摘

1. 知識の享受（制度の理解）が中心で、正解を教えようとする傾向がある。
2. 投票者重視（模擬投票）の教育に偏りがちである。
3. 実施主体（教育委員会、選挙管理委員会等）間の連携が不十分である。

これらの現状を背景に、各市議会の取り組み事例が報告されました。（シチズンシップ教育とは、市民として社会に参加し、その役割を果たすために必要な知識や能力を身に付ける教育であり、他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身につけさせるもの。）

●各市議会の取り組み事例

1. 伊那市議会「高校生の議会傍聴と意見交換会の取組」

背景：平成30年の市議会議員選挙での無投票を機に、議員のなり手不足に危機感を抱き、若い世代の議会への関心を高めるため、特に高校生を対象とした取り組みを企画

内容：定例会の一般質問を傍聴。その後、高校生小グループに分かれて意見交換を実施

成果：議員の感想「高校生の真剣な姿に感動」「直接声を聞ける良い機会」

生徒の感想「話すうちに自分の意見が言え、市をよく知ることができた」「議員に親身に聞いてもらえ、アドバイスももらえた」「将来、政治家になりたいと思った」。

意見交換をきっかけに高校生から請願書や要望が出されるなど、市政への参加意識が高まった。

2. 四日市市議会「ワイ！ワイ！G I K A I」

背景：以前から市民向けに「シティーミーティング」を実施していたが、参加者が固定化・減少してきたため、令和４年から新たな取り組みを開始。

名称：「ワイ！ワイ！G I K A I」（Y=Yokkaichi：四日市、Youth：若者の二つのY）

内容：各常任委員会が地域の中学校・高校・大学に出向き、テーマに基づいて意見交換を実施。

将来的には各種業界団体、各種労働組合など幅広い対象との交流を目指す。その他：高校生議会も開催しており、テーマごとに委員会に分かれて意見交換を行い、本会議場で意見書の採択を行っている。

3. 山鹿市議会「山鹿議会が取り組んだシチズンシップ教室」

背景：「開かれた議会になっていない」「住民の理解と関心が得られていない」「議員のなり手不足」などの課題に加え、議員のスキルアップの必要性も感じていた。

内容：議会として小学校でシチズンシップ教室を開催。

伝える内容:①市議会について知る、②議員の仕事を理解する、③選挙の意義や投票の大切さを理解する。教育委員会、学校、選挙管理委員会などと協議し、協力を得て実施。教材として絵本「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」を使用し、読み聞かせボランティアとして市民も参加。

成果：子どもたちの反応「議員の仕事がわかった」「投票には興味がなかったけど、投票の大切さを知った」「議員の仕事をしてみたいと思った」など、議会への理解が深まった。

議員の感想 職責の重さを再確認。市民ボランティアの感想：「議員の努力が見えた」「自分たちも選挙の意義や議員の仕事が理解できた」と、子ども以外への波及効果も大きかった。

【所感、知立市政への反映に向けた課題等】

各地での取り組みは、議会活動の中で感じた課題への対応を具体化したものだけに、どれも実践的で今後の参考となった。今後も知立市議会でも高校生議会を継続するためには、単なる経験提供に留まらず、高校生を「若き市民（有権者）」として尊重し、その提言をいかに市政に反映させるかという視点が不可欠であると感じた。学校側の教育プログラムとの連携を強化し、高校生が「参加しても意味がある」とより感じられるような、実質的な政策形成への関与を深める場となるべく良いものに仕上げていきたい。

※報告書は視察（研修）場所ごとに作成してください。

報告書は視察（研修）終了後1週間以内に提出してください。